平成２３年（フ）第２５８号
岐阜県関市武芸川町高野500番地４
債務者　吉田　裕則
1　決定年月日時　平成23年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第２６１号
岐阜県瑞穂市森1123番地２
債務者　宮崎　浩子（旧姓岩間）
1　決定年月日時　平成23年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第２７２号
岐阜県羽島郡笠松町東陽町45番地の８
債務者　伊藤　美奈
1　決定年月日時　平成23年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第２７９号
岐阜県各務原市大野町２丁目36番地
債務者　亀ケ谷光則
1　決定年月日時　平成23年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第２８７号
岐阜市西中島３丁目３番14号　フローレンス古田Ａ101号室
債務者　秋穂　正輝
1　決定年月日時　平成23年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第２９０号
岐阜市椿洞596番地43
債務者　角田　美穂（旧姓長谷）
1　決定年月日時　平成23年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第４２号
滋賀県甲賀市甲南町柑子394番地　柑子団地８号
債務者　愛甲　昭司
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１６５号
大津市苗鹿２丁目33―８サザンハイツ102号、住民票上の住所和歌山市宇須１丁目１番11号
債務者　中井三和子
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２３３号
大津市雄琴４丁目３―14、住民票上の住所大津市際川３丁目３番24号
債務者　髙橋　君代
1　決定年月日時　平成23年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４１０号
兵庫県尼崎市南武庫之荘８丁目24番20号
債務者　中嶋　研創
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４７８号
兵庫県尼崎市南武庫之荘２丁目12番20―403号
債務者　水江　　修
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２７３号
兵庫県姫路市安富町長野388番地９　アピアＹＡＳＵＴＯＭＩ905号
債務者　山口　紀子（旧姓仲川）
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第３０６号
兵庫県姫路市藤ケ台１番５号
債務者　尾崎　正人
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１６６号
岡山県瀬戸内市邑久町北島1172番地１
債務者　川野　　勲
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５７３号
広島市佐伯区五日市中央７丁目10番43―101号
債務者　大峯　照幸
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６９７号
広島市佐伯区皆賀１丁目９番９号
債務者　本田　博敬
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５８号
香川県仲多度郡まんのう町買田165番地２
債務者　辻　　啓一
1　決定年月日時　平成23年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
高松地方裁判所丸亀支部